

佐賀県告示第四百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年三月三十一日から平成二十二年四月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の 区 間		変更前 の別	区 域	
	前	後		幅員 メートル	延長 メートル
一般国道 四四四号	小城市芦刈町永田字西子ノ日 三三六四番四地先から 小城市芦刈町永田字東子ノ日 二四四一番三地先まで	小城市芦刈町永田字西子ノ日 三三六四番四地先から 小城市芦刈町永田字東子ノ日 二四四一番三地先まで	後 の別	八・二 九・五	一七〇・七
	小城市芦刈町永田字西子ノ日 三三六四番四地先から 小城市芦刈町永田字東子ノ日 二四四一番三地先まで	小城市芦刈町永田字西子ノ日 三三六四番四地先から 小城市芦刈町永田字東子ノ日 二四四一番三地先まで	後 の別	一七・五 一二・〇	一七〇・一